

第3回 公正取引協議会検討委員会で出た主な論点

- a)構成団体加盟・非加盟にかかわらず、費用負担は平等であるべき。
- b)証紙販売の場合、構成団体非加盟会員には、加盟会員より通信費等でコストがかかる。
- c)従前よりある品質管理証紙制度を活用したい。(全日畳)
- d)業界がボーダーレス化しており、業種による区分は行うべきではない。

a)に対する解決策

【完全年会費制の場合】

※金額は例示

	生産・輸入		流通		販売
負担合計	300万円		300万円		400万円
カテゴリー	生産者	輸入者	産地問屋	消費地問屋	畳店
対象者	600戸	20社	100社	200社	4000店
負担金	60万円	240万円	100万円	200万円	400万円
一人・一企業あたり	1,000円	120,000円	10,000円	10,000円	1,000円
備考	負担金は枚数(国産比率20%)で按分				3500店(全日畳)+500店

【公正マーク販売の場合】

畳店1店あたりの年間取扱い畳枚数2,000畳として、

$$2,000\text{畳} \times 0.5\text{円} = 1,000\text{円}$$

製造コスト、運送コスト、事務管理コスト+0.5円=証紙販売額

とする場合、

製造コスト2円(5,000枚で10,000円)

運送コスト1.6円(100枚単位の郵送で切手代140円+封筒10円+ α)

事務管理コスト0.2円(800万枚で年間160万円) とすると

$$(100\text{枚}) (2+1.6+0.2+0.5) \times 100 = 430\text{円} (1\text{枚あたり}4.3\text{円}) \quad \text{年間}8,600\text{円}$$

なお、着払いにすると、

製造コスト、事務管理コスト+0.5円=証紙販売額

$$(100\text{枚}) (2+0.2+0.5) \times 100 = 270\text{円} (1\text{枚あたり}2.7\text{円}) \quad \text{年間}5,400\text{円}$$

b)に対する解決策

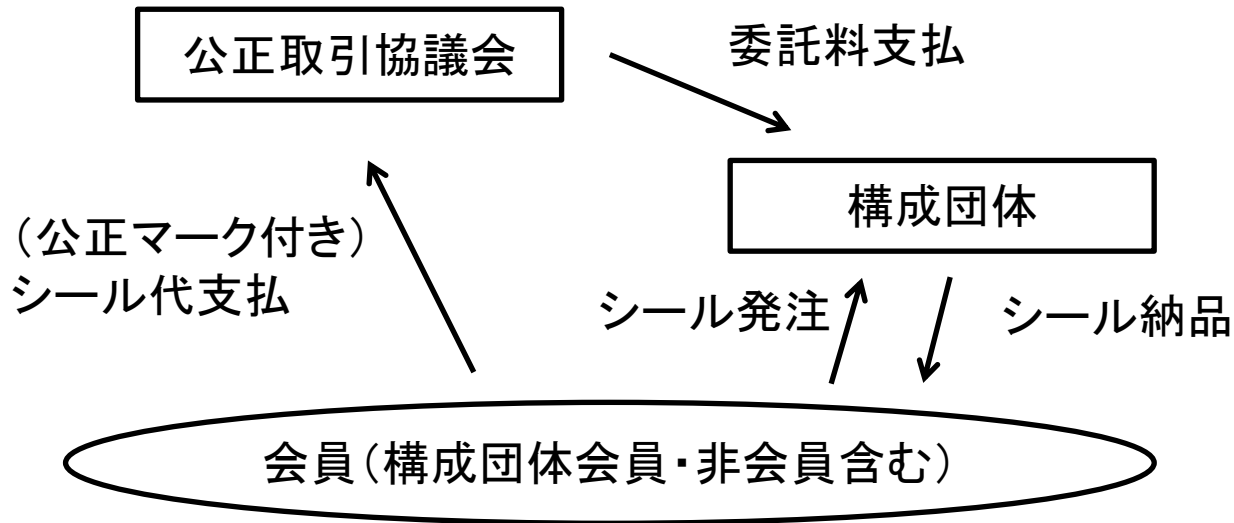
【完全年会費制の場合】

通信経費発生しない

【公正マーク付きシール販売の場合】

協議会は構成団体に公正マーク付きシール(シール)販売に関する事務を委託し、委託料を支払う。

構成団体は会員への販売等の事務を請け負う



c)に対する解決策

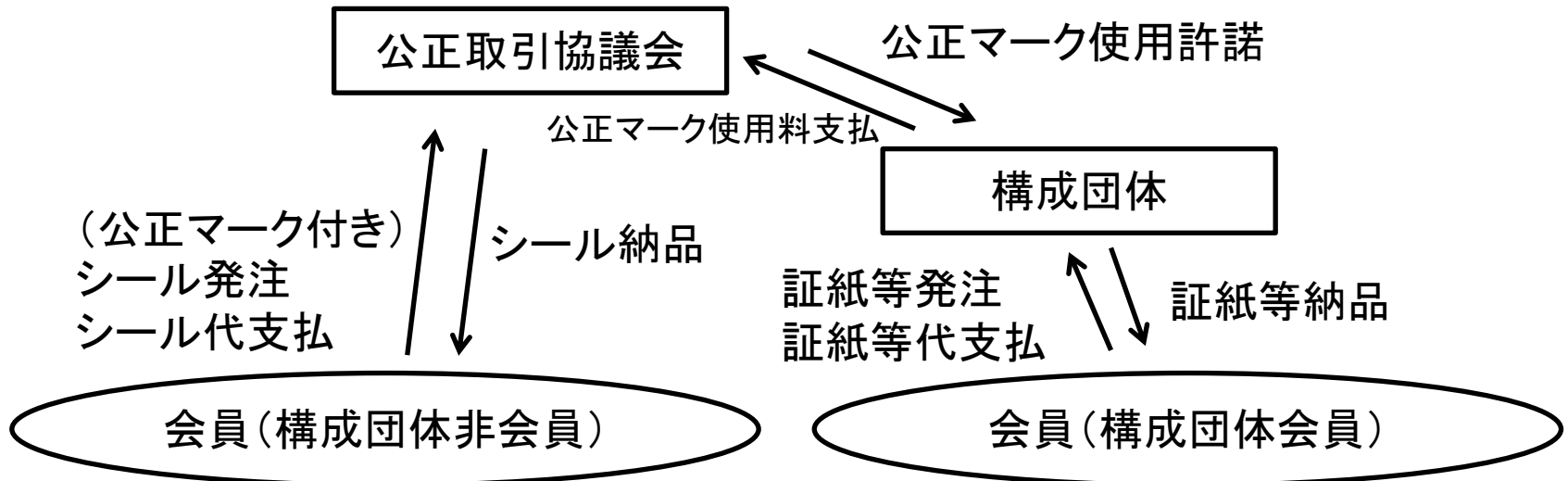
【完全年会費制の場合】

会費と品質管理証紙制度は並行して存在

【公正マーク販売の場合】

公正取引協議会は公正マークの使用を希望する構成団体に使用許可を与える。

使用する構成団体は団体内での管理責任を負い、公正マーク販売時と同額の使用料を支払う



	一般会員	構成団体会員
購入物	公正マーク付きシール	証紙等
単価	4.3円	25円
協議会収入	0.5円	
備考	コスト3.8円	

d)に対する解決策

生産者、輸入者、流通業者(販売店)の区別にかかわらず、取扱対象枚数に応じた会費設定にする。

取扱対象枚数＝生産枚数、輸入枚数、及び仕入枚数

試案まとめ 1/2

(1) 生産者、輸入業者、流通業者(産地問屋、消費地問屋)

- ・取扱い数量に応じた年会費を支払う。
(構成団体加盟、非加盟を問わない。)

(2) 販売者

- ・原則として、畳店向けに公正マーク付きシールを販売し、必要経費以外の利潤部分を協議会の収入とする。
- ・公正マーク使用許諾制度を設ける
公正取引協議会は公正マークの使用を希望する構成団体に使用許可を与える。
使用する構成団体は団体内での公正マークの使用に関する管理責任を負い、公正取引協議会に使用料を支払う。
- ・公正マークシール販売による協議会収入単価と使用許諾料単価は同額とする。

試案まとめ 2/2

※数字はイメージです

